

注 文 書

1 契約番号 2026000051

2 件 名 機械警備業務（松山あおぞら園）

3 場 所 大崎市松山千石字舛形 150 番地 1

4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

5 別添書類 (1) 仕様書

(2) 参考明細書

(3) 図面

6 担 当 課 大崎市松山子育て支援総合施設あおぞら園

仕 様 書

- 1 業務名 機械警備業務（松山あおぞら園）
- 2 場所 大崎市松山千石字舛形 150 番地 1
3. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
4. 入札金額 上記 5 か年の総額とする。（消費税を含めない）
5. 支払方法 月払いとし、請求書を受理した日から 30 日以内に指定された口座へ振り込むこととする。
6. 長期継続契約の該当について
本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。
(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
(2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
7. 暴力団の排除について
(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。
(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8. 警備方法 別紙機械警備仕様書及び警備実施要領のとおり

9. その他

- (1) 本委託業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に務めること。

機械警備仕様書

以下の仕様において、大崎市を甲、受託者を乙とする。

1. 監視装置

受託者（以下「乙」という。）は、物件に設置した警報機器により感知する異常情報を自動的に受信し得る監視装置を乙のコントロールセンターに設置する。

2. 監視業務

乙は、コントロールセンター管制要員を定めて、後記警備実施要領4. 監視項目について間断なく監視するとともに、常に緊急出動要員と連絡を保持し物件の異常事態に備える。

3. 警備任務

乙は、後記警備実施要領4. 監視項目に基づき、次のとおりの提供業務を実施する。

(1) 「防犯」 提供業務

- ① 乙の提供する「防犯」 提供業務とは、警備実施時間において物件に関する盜難及び不法侵入の予防もしくは早期発見並びにその拡大防止の為の業務をいう。
- ② 乙は、警備実施時間中にコントロールセンターにおいて物件の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急出動要員を現場に出動させ、異常情報の内容確認を行うとともに必要な処置を執る。
- ③ 乙は、異常事態の発生を確認したときは、速やかに拡大防止の処置を執るとともに、必要に応じて警察機関に連絡を行い、緊急出動の要請を行う一方予め定められた緊急連絡者名簿の優先順位に従い、緊急連絡者のいずれかに電話連絡をし現場確認のための出勤を要請する。

(2) 「火災異常」 提供業務

- ① 乙は提供する「火災異常」 提供業務とは、物件の自動火災報知設備によって感知される物件の火災異常の監視業務及び火災異常を受信したときにおける消防機関への通報業務並びに対処業務をいう。
- ② 乙は、コントロールセンターにおいて物件の異常情報を受信したときは、遅滞なく物件内の指定された電話に連絡し、火災発生と判断したときは、直ちに電話にて消防機関に通報すると同時に緊急出動要員を現場に出動させ、必要な処置を執る。
- ③ 前記②において指定された電話に連絡するも連絡不能の場合は、乙は、遅滞なく、緊急出動要員を現場に出動させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要に応じて消防機関に通報する一方必要な処置を執る。
- ④ 乙が物件の本提供業務と「防犯」 提供業務を受託している場合で、物件の警報機器が全面警戒（オールセット）の状態において異常情報を受信したときは、乙は、遅滞なく緊急出動要員を現場に出動させ、火災の有無の確認を行うとともに必要に応じて消防機関に通報し必要な処置を執る一方、予め定められた緊急連絡者名簿の優先順位に従い、緊急連絡者のいずれかに電話連絡をし現場確

認のための出勤を要請する。

(3) 警備実施事項の報告

乙は、緊急出動要員を現場に出動させた場合は、その状況を発注者（以下「甲」という。）又は物件の担当者へ報告する。

4. 警備実施時間

(1) 「防犯」提供業務

① 物件の最終退場者が警備基準時間帯において、扉、窓、シャッター等の施錠、及び残留者、潜伏者の有無並びにガス、水道等の栓、火気、その他必要事項を点検し、異常のないことを確認して警報機器を警戒（セット）にしたときに警備は開始され、物件の最初の入場者が警報機器を解除（オフ）にしたときに警備は終了する。

② 前記①に定める異常の有無の懈怠により物件に盜難等の損害が生じた場合は、乙は、その損害について減免される。

(2) 「火災異常」提供業務

終日監視とする。

5. 緊急連絡者

甲は、予め物件の緊急連絡者を指定し、連絡優先順位を明示した3名以上の名簿を乙に提出する。緊急連絡者又は連絡優先順位に変更あるときも遅滞なくその都度乙にその名簿を提出する。

6. 事故報告

乙は、物件に事故が発生した場合は、速やかに物件の緊急連絡者に事故の内容を報告する。

7. 鍵の預託

- (1) 甲は、乙の業務遂行上必要な物件の鍵を乙に預託し、乙は預託された鍵を厳重に取り扱い保管する。
- (2) 甲は、警報機器の操作のため、乙により預託された鍵（磁気カード）について責任をもって管理する。

8. 保守点検

乙は、物件に設置した警報機器について適宜保守点検を行い、乙のコントロールセンターにおいて正常作動を確認する。万一作動に異常を認めたときは、速やかに警備上の安全な処置を講ずる。

9. 臨時立ち入り

甲は、「防犯」提供業務の警備実施時間中に物件内に臨時に入場する場合は事前に乙のコントロールセンターに対して入場者の氏名、入場予定時刻及び退場予定時刻を通知のうえ、警報機器を解除（オフ）にして入場する。退場するにあたって、事前にその旨を乙のコントロールセンターに通知したうえ、警報機器を警戒（セット）にする。

10. 代替警備

- (1) 乙は、本契約に際し警報機器設置工事等のため機械警備を実施できない場合は、その期間巡回警備を実施し、物件の出入口等の施錠点検、火災予防等の安全確保に必要な事項を点検確認する。

(2) 乙は、万一警備実施時間において利用回線不通等のため機械警備が不可能になった場合にも前記（1）と同様の巡回警備を実施する。

1 1. 機器設置

(1) 警備に必要な機械設備は、乙が一切の費用を負担して設置し、乙の所有とする。又、機械設備の不備から生じた機械設備の損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰するべき理由により乙の設置した機械に損害が生じた場合は、その実費を乙に支払うものとする。

(2) 機械設備の設置完了後においては、甲の都合により既設の機械設備を移設又は増設の必要が生じた場合は、甲は事前に乙へ通知するものとし、これに要する工事の費用は甲が負担するものとする。

1 2. 機械設備の撤去

本契約の終了等に伴い不要となった機械設備は、乙が撤去し、これに要する一切の費用は乙が負担するものとする。

警備実施要領

1. 警備方法

機械警備仕様書による機械警備（IC オンラインシステム）

2. 警備範囲

添付平面図のとおり

3. 利用回線

加入電話回線

4. 監視項目

- (1) 盗難及び不法侵入
- (2) 自動火災報知設備
- (3) ガス警報

5. 警備基準時間（防犯）

| | | | |
|-----|---------|---|------------|
| 平 日 | 17時 00分 | ～ | 翌日 08時 30分 |
| 土曜日 | 17時 00分 | ～ | 翌日 08時 30分 |
| 休 日 | 08時 30分 | ～ | 翌日 08時 30分 |

契約番号2026000051 機械警備業務（松山あおぞら園）

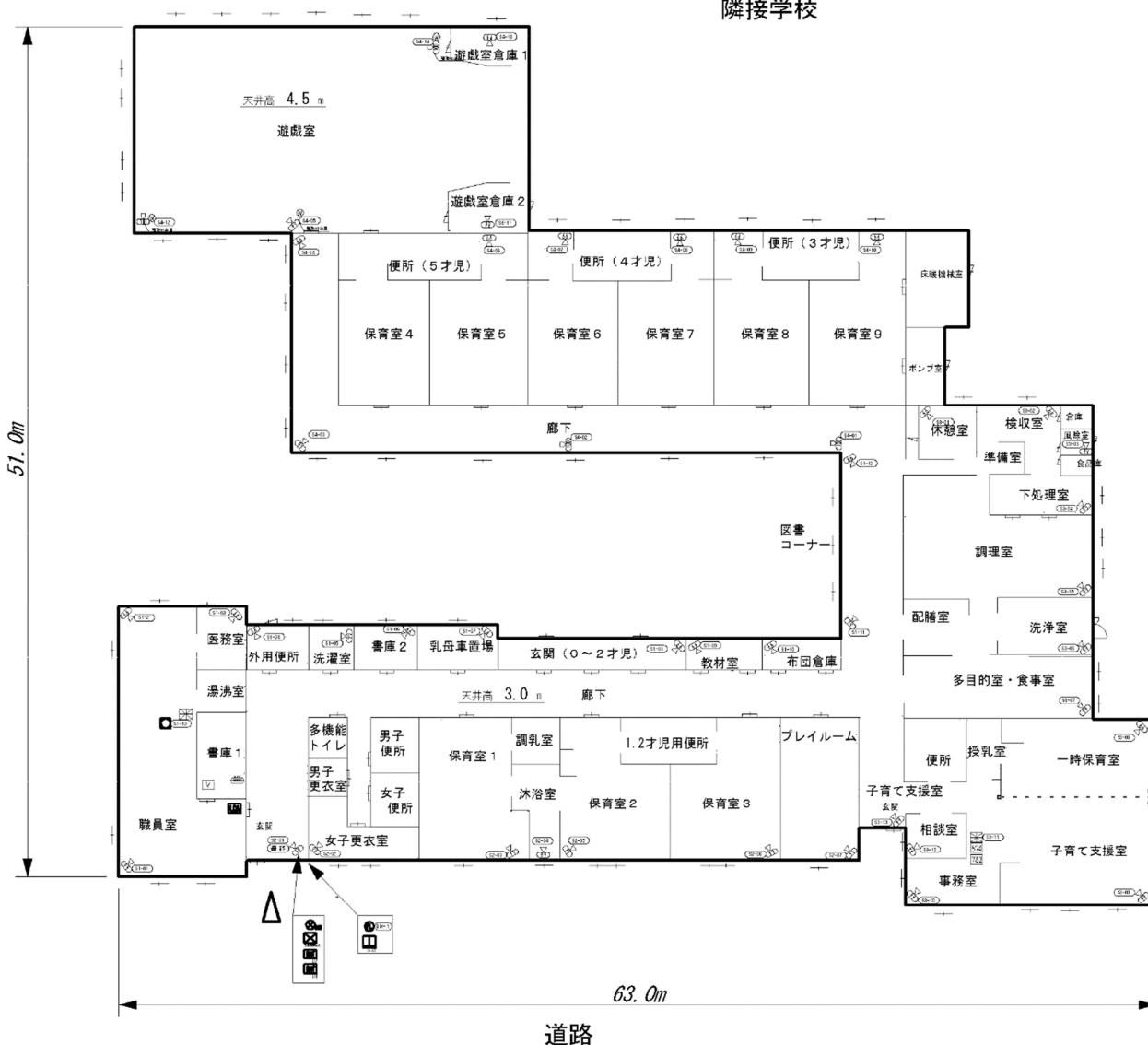
参考明細書

| 名 称 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|------|------------|------|
| 機械警備業務 | 1ヶ月分 | | (1) |
| 1年分 (①×12月) | | | (2) |
| 5年分 (②×5年) | | | |
| 合 計 | | [REDACTED] | 入札金額 |
| 消費税10% | | | |
| 金額（税込） | | | |

隣接学校

隣接学校

水路



備考 CHK0920

2009.06

| 方位 | 非常通路用警報器使用条件 | | | 図名 |
|----|--------------|----|----------|--------|
| 実測 | 設計 | 基準 | 0度 | 1階 平面図 |
| | | | 移動式有効工アリ | |

EP-48